

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

＜3月15日まで＞確定申告はお早目に

確定申告もあと15日になりました。中間報告ですが、畜産関係の肥育は牛の値段が高く、どこの農家も相当な利益(所得)が出ていますが、所得税は少ないのです。それは、特別措法25条の免税牛の適用(肉用牛売却所得の免税制度)があるからです。消費税は売却価額が大きいので、儲けもあり、多額の納税になっています。



一方、野菜農家等の所得は減少しています。それは10月の台風や12月の暖冬と上下する気温差で思うように出荷できず、出荷しても安い値段で可哀想な感じ。少し元気が出たのが、建設業の建築関係で台風後、修理工事で多忙のようです。保険会社からの保険金は入金されていても工事が完了していないところがまだあるようです。土木工事業の場合、1月～3月は市内のあちこちで工事があっていましたが今年は少なく手持ち工事が無い、仕事がないという業者の人々の声を聞きます。

一般的に安倍首相のアベノミクスは大企業やお金持ちが株式等で儲け、株式等購入できない中小企業経営者の皆様には夢のような話です。それに追い打ちをかけるように安倍首相の国会答弁等でアルバイトの件費等が上昇して人手不足と賃金UPで苦しい経営をよぎなくされているのが実情です。

今、国会で消費税の軽減税率を議論しているようですが、軽減税率になったら消費税の計算が複雑になり、思わぬ事態が発生することは予見できます。公明党はよくよく考えて欲しいものです。軽減税率で中小企業者は益々苦しくなっていくでしょう。最後にまだ確定申告完了されていない方は一日でも早く来所下さいますように重ねてお願い申し上げます。

＜3/27＞熊本県知事選、投票に行きましょう

蒲島知事の3期目間違いのないから投票に行かんと行かずに行きましょう。投票率が低いとそれだけ支持されていないことになります。せめて60%以上の投票率は確保したいものです。当事務所は蒲島

知事を支持しております。それは西田と同世代(S22年生)→地元が山鹿市鹿本郡の生まれ→農家生まれ→貧しい家庭に育った(西田の方が貧しかったと思いますが)鹿本高校に行く(西田は定時制で名古屋に行く)→これからは蒲島知事の努力、努力、努力です。

もともと頭がいいので、その後アメリカに行き、有名なハーバード大学に行く(同封のリーフレット)夢の実現の通りです(西田は頭が良くなかったで、大きな差が出ています…)ものすごく親しみを感じ尊敬しております。

- ①クリーンな政治家で素晴らしい人です。
汚れていない清潔感があります。元は学者 教授ですからね。
- ②とて奥様を大切にされ愛しておられます。
奥様の影の支えが今日の蒲島知事です。
- ③夢を語り、夢を実行し、夢に続けて県政を引っ張って行かれます。当事務所のスローガンは《未来を語り、未来を創り、未来に残す》です。企画力、創造力、行動力の素晴らしさ。くまもんは世界に飛び立っています。
- ④難しい問題を期日をもって決断されます。
川辺川ダム、水俣病問題…決断力
- ⑤何よりも県民の為に、県民の、県民による、県民のための、県政をやられます。熊本県民の幸福の実現に邁進されています。まだまだありますが、同封のリーフレットを御拝読下さいませ。ご支援宜しくお願い致します。



毎月の巡回監査遅れてすみません

1月から3月15日まで毎年ですが、年末調整、償却資産、確定申告等…皆様にご迷惑お掛けいたしますがお許しくださいませ。3月15日過ぎましたら、特に3月決算法人の打合せ等にお伺いしますので、宜しく願い申し上げます。



税理士法人 未来税務会計事務所
代表社員(熊本) 西田 尚史
代表社員(川内) 鍋 清見
外職員一同

インボイス方式ってなに？

昨年末に決定した2016年度税制改正大綱で、2017年4月の消費税増税に合わせて軽減税率制度が導入されることがほぼ確定されました。これによって、これまでの単一税率下で行われてきた経理処理から一変、かねてより検討されていた「インボイス方式」が採用される見通しとなっており、経理処理の複雑化が与える影響は大きなものとなりそうです。

◎「インボイス方式」とは？

「インボイス」は貿易業務に使われる用語で、販売対象である製商品ごとに消費税率と税額が明示された納品書、または請求書の事を表します。これを使い、仕入側の課税事業者は販売側の課税事業者が発行する「インボイス」に記載された税額のみを控除することができる方を「インボイス方式」と言います。

◎インボイス制度 適用関係

平成33年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等および課税仕入ならびに保税地域から引き取られる課税貨物について適用

(注) それまでの間は現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置(区分記載請求書等保存方式:請求書等の記載事項に、軽減税率の対象品目である旨と、税率ごとに合計した対価の額を加える)が経過措置として講じられます。また、売上または仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者に対しては、売上税額または仕入税額の計算特例が設けられます。

	～2017年3月	2017年4月～2021年3月	2021年4月～
保存方式	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式(インボイス方式)
記載事項	税込みの請求額	税込の請求額 軽減税率の対象である旨 税率ごとの税込みの請求額	税込の請求額 軽減税率の対象である旨 税率ごとの税込みの請求額 事業者登録番号 税率ごとの消費税
経過措置		売上税額と仕入税額で みなし計算が可能	なし

生産性向上設備投資促進税制

やるなら今でしょう!!!

＜会社の設備を新しくしたいと思っている方へ＞

設備投資を決定するキッカケとなる税制優遇の期限が迫っています!
(明治安田生命保険相互会社“H28年度税制改正のポイント”資料参考)

○ 生産性向上設備投資促進税制とは

生産性向上設備投資促進税制とは、質の高い設備の投資について、即時償却または最大5%の税額控除の選択適用が出来る制度です。

◎適用関係

平成28年3月31日までの取得等をもって上乗せ措置を終了
平成29年3月31日までの取得等をもって制度を廃止

		～H28.3.31の取得	H28.4.1～H29.3.31の取得
機械装置など	特別償却	即時償却	50%特別償却
	税額控除*	5%	4%
建物、構築物	特別償却	即時償却	25%特別償却
	税額控除*	3%	2%

*税額控除は、当期の法人税額の20%が上限とされます。

○ 対象となる者

青色申告している法人・個人事業主

最新設備を導入する場合	利益改善のための設備を導入する場合
機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、ソフトウェア	機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、構築物、ソフトウェア
簡単な手続で、税制優遇をうけることができます。	利益改善のための一連の設備が丸ごと対象となります。
必要手続 設備メーカーから証明書を受取るだけ	必要手続 投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業省へ申請する。
要件 最新モデルであること 生産性が年平均1%以上向上すること 一定の価額以上であること	要件 投資利益率が5%以上であること 一定の価額以上であること

環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

太陽光発電設備の購入をご検討している方へ

税制優遇を受けるには、平成28年3月31日までの取得が要件となります。

平成27年税制改正により、太陽光発電設備に対する投資については、環境関連投資促進税制の対象から外されることになりました。そのため、太陽光発電設備の投資に対して特別償却または税額控除の優遇をうけるためには、太陽光発電設備を平成28年3月31日までの取得、かつ、取得から1年以内の事業供用となります。平成28年4月1日以後に取得した場合には、この税制優遇を受けることは出来ません。

<ちなみに！>

エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等（取得、製作、建設）をして、その取得等をした日から1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、30%の特別償却または7%の税額控除（中小企業者等のみ）が認められている制度について

て、下記の見直しが行われ、適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されます。

- ① 風力発電設備については、即時償却が廃止。
- ② 対象資産については、太陽光発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備以外のものとする等の見直しが行われます。
- ③ 税額控除の対象資産から車両運搬具が除外されます。

詳しくは当事務所担当者まで♪

傷病手当・出産手当の給付金額の計算方法が平成28年4月から変わります！

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法について、平成27年度健康保険法改正が行われました。
平成28年4月から、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給されます。

傷病手当金とは

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とそのご家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が業務外の病気やケガによる療養のために仕事を休み、給与（報酬）を受けられないときに、申請により支給を受けることができます。



出産手当金とは

出産手当金は、傷病手当金と同様、被保険者とそのご家族の生活を保障するために出産の前後における一定期間内において被保険者が出産のために仕事を休み、給与（報酬）を受けられないときに、申請により支給を受けることができます。



申請の方法

「傷病手当金支給申請書」または「出産手当金支給申請書」をご記入の上、協会けんぽ都道府県支部にご提出ください。

申請書は、協会けんぽのホームページからダウンロードしてご使用ください。



- 在職中の場合は、申請書の**事業主証明欄**を必ずご記入ください。
- 療養担当者意見欄は、医師、助産師から記入してもらってください。

平成28年度税制改正セミナー

知らないよりは知ってた方が良く！税制改正セミナー今年もやります！マイナンバー改正点もありますので、来年のことと言わず今うちに知っておきましょう！

日 時：平成28年4月4日（月）13：00受付 13：30開始
13：00～15：00（3部構成）

場 所：当事務所3F会議室

是非御参加下さいませ。詳しくは別紙にて♪



チラシ配布希望者は担当者まで♪

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel：096-368-2030 / Fax：096-368-4639
http://miraizeimu.com/

企業シリーズ NO.233

TAKEGUMA CONSTRUCTION
匠の技で丁寧な施工 有限会社 竹熊建設
アフター重視の工務店

創業70年
更なる飛躍をめざします！

おかげさまで創業以来新築総数300棟を、
超える数にもなりまして、お客様の満足に、
応える事を目標に日々努力しております。
社員全員が誠意を持って建築に努め、
健康で快適な住まいをご提案いたします。



有限会社竹熊建設
代表取締役 竹熊正成

自然とうまく付き合いながら実現する
高気密高断熱住宅の快適な住まいづくり

自 社一貫施工

フ レキシブルな対応力

最 大限満足する住まいづくり

地 域貢献、自然環境も考えて「建てる」

熊本県山鹿市の外断熱住宅、リフォームは竹熊建設

抜群の省エネ住宅と地元ならではの安心をご提案します

【お問合せ先】

住所：〒861-0601 熊本県山鹿市鹿北町四丁 707-1

TEL：(0968) 32-2894

FAX：(0968) 32-2589 お気軽にお電話ください♪